

南信交通災害共済が 令和2年4月から拡充されます！

1 自転車単独事故が見舞金支払い対象に。

2 自転車単独死亡事故見舞金が引き上げ。

交通共済はいつでも加入できます

1日1円、1ヶ月単位の加入で1ヶ月30円の掛金です。

掛金をお支払いいただいた月の、翌月1日から責任期間が始まります。

加入された方が交通事故でケガなどをされたとき、お見舞金をお支払いする制度です。

死亡の場合 **120万円**

けがの場合 入院2日以上、1日目から1日 **2,000円**

通院3日以上、1日目から1日 **500円**

に、基礎見舞金 **2万円**を加えた額

後遺障害 1・2級及び植物症 **40万円**

3級 **30万円**

注1：自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいいます。

注2：県条例で加入が義務付けられました、損害賠償保険とは異なります。

加入申し込み・くわしい内容は

お住まいの役場担当課におたずねください

南信地域町村交通災害共済事務組合